

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 19日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住 所	東大阪市稲田上町2丁目8番63号
氏 名	株式会社 関西オカムラ 代表取締役社長 栗原 実良 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	06-6744-5151(代表)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 関西オカムラ
事業場の所在地	大阪府東大阪市稲田上町2丁目8番63号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	131 家具製造業
②事業の規模	製造品出荷額:71億円
③従業員数	226名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(2023 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	プラスチック類	無機性汚泥
	排出量	477.56 t	2,940 t
	(これまでに実施した取組)		
	全従業員(派遣含む)に教育、周知させ廃棄物の減量化に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	プラスチック類	無機性汚泥
	排出量	472.78 t	2,940 t
	(今後実施する予定の取組)		
	廃プラ・・・各工程で工程間不良を削減し発生量を削減させる。 有価対象品の拡大を図る。(幅広く有価対象業者を探す)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	廃プラスチック類、無機性汚泥、木くず・廃油・蛍光灯・乾電池はそれぞれに分別、保管をしている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	廃プラスチック類、無機性汚泥、木くず・廃油・蛍光灯・乾電池はそれぞれに分別、保管を継続する。		

木くず		廃油	
22.90	t	69.29	t

木くず		廃油	
22.67	t	68.60	t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(2023 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,914.25	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,914.25	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	塗装工程の効率化を図る為塗装ハンガー改善に取り組み塗装密度向上をる。			
	【目標】			
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,914.25	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	塗装工程の効率化を図る為塗装ハンガー改善に取り組み塗装密度向上を図り発生量を削減させる。排水処理工程での含水率を低減、発生量を削減させる。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(2023 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類		無機性汚泥
	全処理委託量	477.56	t	25.75 t
	優良認定処理業者への処理委託量	395.77	t	t
	再生利用業者への処理委託量	477.56	t	25.75 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	・全従業員に朝礼時等教育、周知させ廃棄物の減量化を努めた。 ・有価対象品の拡大を図る。			

木くず		廃油	
22.90	t	69.29	t
22.90	t	69.29	t
22.90	t	69.29	t
	t		t
	t		t

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	無機性汚泥	
	全処理委託量	472.78 t	25.49	t
	優良認定処理業者への処理委託量	391.81 t		t
	再生利用業者への処理委託量	472.78 t	25.49	t
	認定熱回収業者への処理委託量			t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			t
	(今後実施する予定の取組)			
	委託処理業者に対しては、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 照明器具は今後も省エネタイプ(LED)に変更して長寿命化を図っていく。幅広く有価対象			
※事務処理欄				

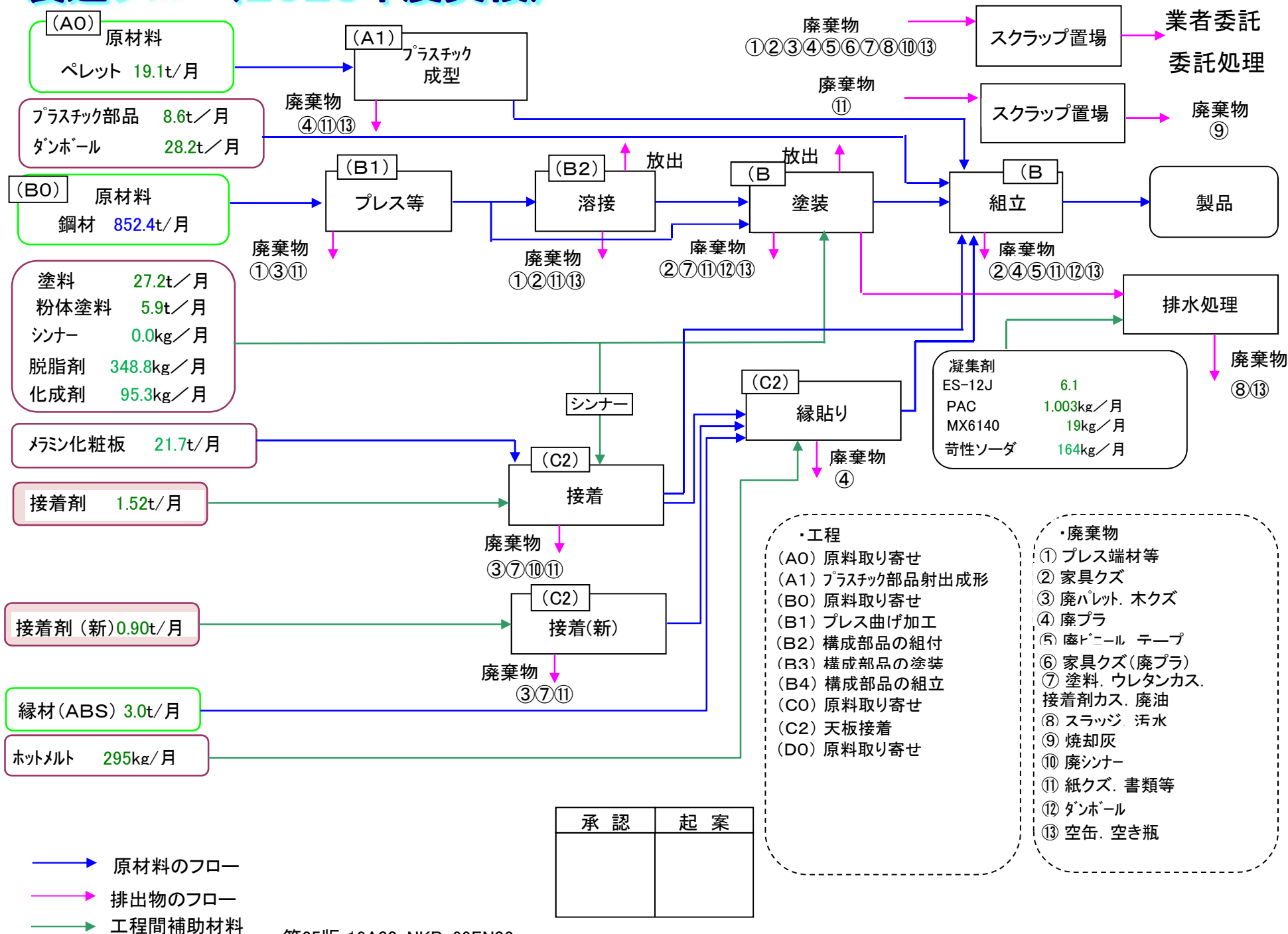
木くず		廃油	
22.67	t	68.60	t
22.67	t	68.60	t
22.67	t	68.60	t
	t		t
	t		t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

製造フロー(2023年度実績)



関西オカムラ 品質環境組織図 2024/04/01 現在

